

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～66 (略)	(略)
67 通信用建物	通信の用に供するための当社の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
68～74 (略)	(略)
74-2 音声帯域回線収容装置	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を収容する当社が指定する配分架が設置されている当社の通信用建物内に協定事業者が設置するもの
74-3～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）
91～93 (略)	(略)
94 光信号中継回線	当社の通信用建物（当社が別に定める当社以外の建物を含みます。）間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2～94-4 (略)	(略)
95 光信号局内伝送路	当社の光主配線盤間若しくは当社の光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間又は当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との間に設置される光信号の伝送に係る伝送路設備であって、同一の通信用建物内又は同一敷地内にある別の通信用建物間に終始するもの（その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器若しくは回線終端装置を設置するときは保安器若しくは回線終端装置の他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するとき（保安器を同時に設置するときを除きます。）は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて当社の通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子

新

第1章 総則

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～66 (略)	(略)
67 通信用建物	通信の用に供するための当社及び当社が別に定める当社以外の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
68～74 (略)	(略)
74-2 音声帯域回線収容装置	アナログ電話サービスを提供するために必要な方路設定又は監視・制御機能を有する協定事業者の装置等であって、音声帯域回線を収容する当社が指定する配分架が設置されている通信用建物に協定事業者が設置するもの
74-3～89-2 (略)	(略)
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）
91～93 (略)	(略)
94 光信号中継回線	通信用建物等間の光信号の伝送に係る伝送路設備
94-2～94-4 (略)	(略)
95 光信号局内伝送路	当社の光主配線盤間若しくは当社の光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間又は当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との間に設置される光信号の伝送に係る伝送路設備であって、同一の通信用建物内又は同一敷地内にある別の通信用建物等間に終始するもの（その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内容
(1) 端末回線の線端	他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に保安器若しくは回線終端装置を設置するときは保安器若しくは回線終端装置の他事業者側端子、他事業者の電気通信設備と当社の端末回線との間に配線盤を設置するとき（保安器を同時に設置するときを除きます。）は配線盤の当社側端子又は専用サービスにおいて通信用建物に終端する専用線の場合は当社の配線盤の当社側端子

(1) - 2 (略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤	当社の通信用建物内に設置される加入者光主配線盤（光信号端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は加入者光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(1) - 4 ~ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 I S M交換機の端末回線側	I S M交換機に収容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するI S M折返し機能を提供するI S M交換機を設置する通信用建物内に設置するものに限り。）の当社側コネクタ
(3) ~ (5) (略)	(略)
(5) - 2 中継局セルリレー装置	中継局セルリレー装置（当社の通信用建物に設置されるA T M方式により符号を交換するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継局セルリレー装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継局セルリレー装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

## 第2節 相互接続点

### （相互接続点の設置場所）

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項又は第10条の6（相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い）に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

### （相互接続点の設置範囲）

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所に相互接続点を設置するときは、通信用建物（当社が別に定める当社以外の建物を含みます。以下同じとします。）ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第6欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が当社の通信用建物内（とう道及びマンホール内を含みます。以下同じとします。）であるとき  
その標準的な接続箇所の所在する中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。）内。
- (2) 相互接続点の設置場所が当社の通信用建物内と異なる場所であるとき  
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

(1) - 2 (略)	(略)
(1) - 3 加入者光主配線盤	通信用建物に設置される加入者光主配線盤（光信号端末回線を収容する当社が指定する配分架をいいます。以下同じとします。）の他事業者側端子又は加入者光主配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(1) - 4 ~ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 I S M交換機の端末回線側	I S M交換機に収容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するI S M折返し機能を提供するI S M交換機を設置する通信用建物に設置するものに限り。）の当社側コネクタ
(3) ~ (5) (略)	(略)
(5) - 2 中継局セルリレー装置	中継局セルリレー装置（通信用建物に設置されるA T M方式により符号を交換するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継局セルリレー装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継局セルリレー装置と他事業者の2 D K気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

## 第2節 相互接続点

### （相互接続点の設置場所）

第7条 当社及び接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第5条（標準的な接続箇所）に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。ただし、当社及び接続申込者は、第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第2項又は第10条の6（相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い）に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

### （相互接続点の設置範囲）

第8条 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する標準的な接続箇所に相互接続点を設置するときは、通信用建物ごとに当社が定める区域内（電話サービス契約約款に規定する電話加入区域若しくは収容区域又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信サービス区域をいいます。この項において「収容区域等」といいます。）に相互接続点を設置するものとします。この場合において、当社は、収容区域等外に相互接続点を設置する場合には、接続申込者と協議します。

2 当社及び接続申込者は、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄から第6欄に規定する標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合は、次によるものとします。

- (1) 相互接続点の設置場所が通信用建物等であるとき

その標準的な接続箇所の所在する中継区域（当社の指定する中継交換機に中継伝送路設備が収容される区域をいいます。）内。

- (2) 相互接続点の設置場所が通信用建物等と異なる場所であるとき  
その標準的な接続箇所が所在する単位料金区域内。

### 第3節 接続対象地域

(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域

(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄において光信号伝送装置(光信号主端末回線を収容する伝送装置であって、複数の光信号主端末回線収容装置(光信号主端末回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。))を設置できるものをいいます。以下同じとします。)若しくは光信号電気信号変換装置(当社の光信号主端末回線を収容する伝送装置(当社の通信用建物内に設置するものに限ります。))であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。)と接続する場合、第5条第1項の表中第1-3欄において光信号主端末回線と接続する場合又はIP通信網と接続する場合は、当社が別に定める地域とします。)とします。

### 第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き

(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等(当社の通信用建物又はその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道をいいます。以下同じとします。)又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)~(3) (略)

(4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する当社の通信用建物の指定を含みます。))及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点調査及び設置申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2~4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物内(とう道及びマンホール内を除きます。)となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかなきは第1項に規定する申込みの到達した日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物内(とう道及びマンホール内を除きます。)となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信業務の提供を

### 第3節 接続対象地域

(当社の接続対象地域)

第9条 当社の接続対象地域は事業法第9条又は第13条の規定により登録又は変更登録を受けた業務区域

(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄において光信号伝送装置(光信号主端末回線を収容する伝送装置であって、複数の光信号主端末回線収容装置(光信号主端末回線を収容するために光信号伝送装置に設置する装置をいいます。以下同じとします。))を設置できるものをいいます。以下同じとします。)若しくは光信号電気信号変換装置(当社の光信号主端末回線を収容する伝送装置(通信用建物内に設置するものに限ります。))であって、光信号と電気信号との間を変換するものをいいます。以下同じとします。)と接続する場合、第5条第1項の表中第1-3欄において光信号主端末回線と接続する場合又はIP通信網と接続する場合は、当社が定める地域(インターネットを通じて閲覧できるようにします。)とします。

### 第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き

(事前照会)

第10条の2 接続申込者は、当社が指定する事務取扱所に別表3(様式)様式第1の事前照会申込書を提出することにより、通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。以下この章及び次章第6節の2並びに別表3において同じとします。)に関する情報の提供を請求することができます。当社は、事前照会申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。

2 前項の請求により当社が提供する情報は、次の各号のうち接続申込者が事前照会申込書に指定する事項とします。

(1)~(3) (略)

(4) 通信用建物等に接続に必要な装置等を設置する場合に、通信用建物等に相互接続点を設置することの可否

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、通信用建物等に相互接続点を設置しようとするとき(第10条の13(電柱添架の申込み)第1項に規定する電柱添架となる場合を除きます。)は、当社に対し、別表3(様式)様式第3の相互接続点調査及び設置申込書により、相互接続点の設置の可否についての調査の申込み(相互接続点の設置を予定する通信用建物等の指定を含みます。))及びその相互接続点の設置の申込みを行うことを要します。当社は、相互接続点調査及び設置申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、相互接続点の調査及び設置の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込み在先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

2~4 (略)

5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修(増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。)の検討が必要でないことが明らかなきは第1項に規定する申込みの到達した日(以下この項において「到達日」といいます。)から2週間以内、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外のときは到達日から1ヶ月半以内にその通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答(接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信業務の提供を

とするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(4) (略)

(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する当社の通信用建物に関し、電力会社(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。)と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。))は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限り、以下同じとします。))、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。))とします。)で、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、当社の通信用建物内に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物内に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき

(2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。)が0.5に満たないとき

7 前2項の場合において、その通信用建物内に相互接続点を設置することができないときは、当社は、

阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。)を別表3(様式)様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所(第1号に規定するものとします。)を保留します。

ただし、当該通信用建物等における場所等の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(4) (略)

(5) 接続に必要な装置等に対して電力の供給を行うことにより、当社がその接続に必要な装置等を設置する通信用建物等に関し、電力会社(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に定める電気事業者のうち、当社が電気の供給を受けることを約した会社をいいます。)と締結している電気の供給に係る契約の内容に著しい変更を生じ、又は生じるおそれがあること。

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物等に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。))、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。))は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限り、以下同じとします。))、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。))とします。)で、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、通信用建物等に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えざるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物内において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき

(2) 当該通信用建物内における接続申込者のMDF端子利用率(接続申込者が提供するDSLサービスに関して、接続申込者が利用しているMDF端子数を接続申込者が利用しているMDF端子数と保留しているMDF端子数の合計で除した数値をいいます。)が0.5に満たないとき

7 前2項の場合において、その通信用建物等に相互接続点を設置することができないときは、当社は、

書面によりその理由を通知します。

- 8 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内ブリック、光信号電気信号変換装置等（当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス（次の各号に係るものに限ります。）の契約者回線（その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。）の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物（インターネットを通じて閲覧できるようにします。）に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置（回線終端装置に対向するものに限ります。）及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。）又はIP電話用ルータ（専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。）を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

（N T T 東日本の接続約款の場合）

(1)～(2) (略)

（N T T 西日本の接続約款の場合）

(1)～(2) (略)

- 9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物内に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

- 10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要するものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、「他事業者ラック」といいます。）現に設置している他事業者ラックがあるときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができないと判断した理由を証する書面の提示等を要します。

- 11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量に係るものとし、以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(5) (略)

（相互接続点の設置）

- 第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置に係る契約）第1項に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由に

書面によりその理由を通知します。

- 8 通信用建物に当社のDSL装置、局内ブリック、光信号電気信号変換装置等（当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第1種サービスの接続契約者回線に係る当社のLAN型通信網サービス契約約款に定める電気通信サービス（次の各号に係るものに限ります。）の契約者回線（その終端が当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に定める回線収容部に収容されるものを除きます。）の終端とすることができる区域として当社が定める通信用建物（インターネットを通じて閲覧できるようにします。）に、その回線を提供するために設置される光信号電気信号変換装置（回線終端装置に対向するものに限ります。）及びそれと一体として設置されるルータをいいます。以下次条において同じとします。）又はIP電話用ルータ（専ら当社の音声利用IP通信網サービスを提供するために設置される収容局ルータをいいます。以下次条において同じとします。）を設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

（N T T 東日本の接続約款の場合）

(1)～(2) (略)

（N T T 西日本の接続約款の場合）

(1)～(2) (略)

- 9 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって通信用建物等に相互接続点を設置しようとするときは、第1項に規定する相互接続点の調査及びその設置の申込みと併せて、通信用建物に当社が現に設置しているラック（以下、「当社ラック」といいます。）における接続に必要な装置等の設置の可否についての調査の申込み及びその設置の申込みを行うことができます。

- 10 当社は、前項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みがあったときは、当社ラックにおいて接続に必要な装置等の設置の可否を検討します。この場合において、接続申込者は、設置しようとする装置等が接続に必要な装置等であることを前項に規定する書面に添付することを要するものとし、その通信用建物内に接続に必要な装置等を設置するために接続申込者が準備するラック（以下、「他事業者ラック」といいます。）を現に設置しているときは、その他事業者ラックに接続に必要な装置等を設置することができないと判断した理由を証する書面の提示等を要します。

- 11 当社は、前項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、その通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨の回答を行い、その回答をもって第9項に規定する当社ラックにおける接続に必要な装置等の設置の申込みの承諾とします。この場合において、当社は、その回答内容に従って、当社ラックにおいて接続に必要な装置等を設置するための空き場所（当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量に係るものとし、以下本項において同じとします。）を保留します。

ただし、当社ラックにおけるスペース、受電電力容量及び発電電力容量の利用状況及び逼迫状況等に鑑み、当社は、接続申込者にその保留している空き場所の保留解除のための協議を申し入れることがあります。

(1)～(5) (略)

（相互接続点の設置）

- 第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月（以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。）以内（当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。）に接続に必要な装置等の設置の工事（第95条（接続に必要な装置等の設置に係る契約）第1項に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。）に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3（様式）様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工

ついて接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。

この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

2～5 (略)

6 当社の通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等又はIP電話用ルータを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した当社の通信用建物内に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)

第10条の6 当社は、接続申込者から当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

(1)～(3) (略)

(相互接続点を設置する場所の確保)

第10条の7 接続申込者は、相互接続点を第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合又は前条の規定により当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を当社の通信用建物内と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

(電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架(当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は当社の通信用建物内に相互接続点を設置する場合に当社の通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置することをいいます。以下同じとします。)を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

第3章 協定の締結手続き等

事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。

2～5 (略)

6 通信用建物に当社のDSL装置、局内スプリッタ、光信号電気信号変換装置等又はIP電話用ルータを設置する場合は、その通信用建物に他事業者が同等の設備を設置する場合の前各項の手続きと同等の手続きを要するものとします。

(接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り)

第10条の5 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するとき又は同条第11項により当社ラックに接続に必要な装置等を設置可能と回答した当社ラックに接続に必要な設備を設置するときは、その接続申込者又はその接続申込者が指定した者は、第10条の3第5項又は第11項の回答の内容を確認するため、その回答に係る通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その目的に必要な範囲内に限るものとします。

(相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い)

第10条の6 当社は、接続申込者から通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、次の各号に該当するときに限り、その申込みを承諾します。

(1)～(3) (略)

(相互接続点を設置する場所の確保)

第10条の7 接続申込者は、相互接続点を第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する端末回線の線端に設置する場合又は前条の規定により通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

(準用)

第10条の8 第11条(事前調査の申込み)第4項の規定は、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第1項、同条第2項、同条第9項又は第10条の6(相互接続点を通信用建物等と異なる場所に設置する場合の取扱い)の場合に準用します。

(電柱添架の申込み)

第10条の13 接続申込者は、当社の指定電気通信設備と接続する場合であって、電柱添架(電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置すること又は通信用建物等に相互接続点を設置する場合に通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置することをいいます。以下同じとします。)を実施しようとするときは、当社と電柱添架に関する基本契約を締結し、その契約において定める電柱添架申請書により、当社に対し、電柱添架の申込みを行うことを要します。当社は、電柱添架申請書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、電柱添架の申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第11条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行っている必要はありません。

第3章 協定の締結手続き等

## 第1節 事前調査

(事前調査の受付及び順番)

### 第12条

1～2 (略)

3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物内に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

## 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。)は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み(第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事(加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。))の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄を除く標準的な接続箇所において接続する場合であって、当社の通信用建物内と異なる場所に相互接続点を設置する場合

その標準的な接続箇所からその相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

### 第25条 (略)

2 接続申込者が、第23条第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物内においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

## 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

### 第34条の4

1～3 (略)

4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(当社の通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)

## 第1節 事前調査

(事前調査の受付及び順番)

### 第12条

1～2 (略)

3 当社は、接続の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物等に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

## 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。)は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み(第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事(加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。))の申込みを含みます。)を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行う接続申込者は、第50条(トラヒック又は回線数等の通知)第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。

(1)～(4) (略)

(5) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄を除く標準的な接続箇所において接続する場合であって、通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する場合

その標準的な接続箇所からその相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

### 第25条 (略)

2 接続申込者が、第23条第1項第2号又は第3号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物等においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

## 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き

(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

### 第34条の4

1～3 (略)

4 第2項の場合において、当社が接続する光信号端末回線を特定して提供可能時期を回答したときは、当社は、接続開始時期までに、その光信号端末回線に係る情報(加入者光主配線盤設置フロア、光成端盤設置フロア、コネクタ(通信用建物又は利用者の建物に設置されるものとします。))種別、ファイバ種別及び伝送損失(計算による値となります。))を含みます。以下次項において同じとします。)を提供するものとします。

(光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り)



第34条の5 (略)

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3(様式)様式第6の書面により立入りをを行う**当社の**通信用建物の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

第6章 責務

第1節 責務

(緊急措置等)

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は**当社の**電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとします。

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は**当社の**電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 (略)

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は**当社の**電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合(その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。)において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害(当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの(その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。))を含みます。)を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとします。

第2節 保守

(保全措置)

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は**当社の**電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手数料等の支払義務

(手数料の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手数料)に規定する手数料の支払いを要します。

(1)～(10) (略)

(11) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする**当社の**通信用建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他接続に必要な装置等の設置又は撤去に付随した作業を行ったとき。

第7節 割増金、違約及び延滞利息

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第78条の3 (略)

第34条の5 (略)

2 前項の場合において、接続申込者は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに別表3(様式)様式第6の書面により立入りをを行う**通信用**建物の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の事務取扱所に通知し、立入りの承諾を受けることを要します。

第6章 責務

第1節 責務

(緊急措置等)

第49条の2 接続申込者は、通信用建物等又は電柱において発火又は発煙が生じていることを発見した場合は、消防機関への通報を直ちに行うことを要するものとし、警報装置の鳴動及び当社への連絡並びに消火活動等の緊急措置を直ちに行うよう努めるものとします。

2 接続申込者は、通信用建物等への立入りを行わせるため又は電柱における接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行わせるためにその接続申込者が指定した者に、前項の規定を遵守させることを要します。

3 (略)

4 接続申込者の責めに帰すべき事由により通信用建物等又は電柱において発火、発煙又は落下等が生じた場合(その接続申込者が設置した装置等の不具合等に起因して生じた場合を含みます。)において、当社又は第三者に損害が生じたときは、その接続申込者は、その損害(当社又は第三者が行う消火活動等の緊急措置によって生じたもの(その緊急措置を行った者の故意又は重大な過失によって生じたものを除きます。))を含みます。)を賠償することを要します。この場合において、その第三者はその接続申込者に対し、直接に損害賠償を請求できるものとします。

第2節 保守

(保全措置)

第51条の2 接続申込者は、通信用建物等又は電柱に接続に必要な装置等を設置する場合は、発火、発煙又は落下等が生じることのないよう、その装置等を維持することを要します。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手数料等の支払義務

(手数料の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手数料)に規定する手数料の支払いを要します。

(1)～(10) (略)

(11) その協定事業者が、第10条の2(事前照会)の規定により、相互接続点を設置しようとする**通信用**建物等又は光回線設備(光信号局内伝送路を含みます。)に関する情報の提供を受けたとき。

(12) その協定事業者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物等において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他接続に必要な装置等の設置又は撤去に付随した作業を行ったとき。

第7節 割増金、違約及び延滞利息

(通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金)

第78条の3 (略)



2 前項第1号の場合において、接続申込者が、第95条第2項の規定により、設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に係る費用（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い  
（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）

第95条 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項又は第6項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合（以下この条において「工事着手による利用開始」といいます。））及び第10条の4（相互接続点の設置）第1項の規定により利用を開始するものとみなす場合を含みます。以下、工事着手による利用開始の日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等の非現用期間」といい、第10条の4第1項の規定により利用を開始するものとみなす日から接続に必要な装置等を現用に供する日の前日までの期間を「接続に必要な装置等ののみなし非現用期間」といい、接続申込者が接続に必要な装置等を現用に供する日（第1号に規定する契約に基づき当社が工事を請け負う場合は、当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日をいい、接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置するための工事（以下「自前工事」といいます。）の場合であって、接続申込者が新たな電力設備利用を開始しないときは、接続申込者が別表3（様式）様式第25の自前工事实施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日、接続申込者が新たな電力設備利用を開始するときは、接続申込者が自前工事实施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日を含みます。）から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間を「接続に必要な装置等の現用期間」といいます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物内の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。

接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約（以下「建設請負契約」といいます。）

(2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守する場合（接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。）

接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約（以下「預かり保守等契約」といいます。）

(3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合（接続に必要な装置等の非現用期間を含みます。）

接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当（保守スペースを含みます。以下同じとします。）の利用に関する契約（以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。）

2 前項の場合において、接続申込者は、次の各号に従って費用を負担することを要します。この場合において、当社は、前項の契約その他の書面に料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）又は料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する算出式の項目（建設請負契約に基づく負担額）あつては、請負工事費と材料費に分計した内訳を含むものとします。）ごとの費用を示すものとします。

(1) 建設請負契約を締結する場合

料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用とします。

2 前項の場合において、接続申込者が、第95条第2項の規定により、設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料に係る費用（撤回された部分の申込みに係るものに限ります。）を負担するときは、その費用の額に消費税相当額を加算した額を違約金から減額するものとします。

第14章 相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い  
（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）

第95条 第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第6項又は第11項の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するとき（当該回答を当社が行った日から6ヶ月以内に接続に必要な装置等を設置又は撤去するための工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合を含みます。）は、当社は、次の各号に従ってその接続申込者と契約を締結します。また、同条第11項の規定により、当社ラックに接続に必要な装置等を設置できる旨回答した通信用建物の当社ラックに接続に必要な装置等を設置するときは、第1号及び第2号に規定する契約を締結することを要します。ただし、第1号又は第2号の場合であって、その接続に必要な装置等を当社が設置又は保守できないときその他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(1) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かりこれを通信用建物等に設置するとき又は接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって当社がその作業の一部を請け負うとき。

接続に必要な装置等の設置の全部又は一部の請負に関する契約（以下「建設請負契約」といいます。）

(2) 当社が接続申込者から接続に必要な装置等を預かり、これを通信用建物等において設置又は保守する場合

接続に必要な装置等の保守の請負等に関する契約（以下「預かり保守等契約」といいます。）

(3) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を設置又は保守する場合  
接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当（保守スペースを含みます。以下同じとします。）の利用に関する契約（以下「コロケーション・スペース利用契約」といいます。）

2 前項の場合において、接続申込者は、次の各号に従って費用を負担することを要します。この場合において、当社は、前項の契約その他の書面に料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）又は料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する算出式の項目（建設請負契約に基づく負担額）あつては、請負工事費と材料費に分計した内訳を含むものとします。）ごとの費用を示すものとします。

(1) 建設請負契約を締結する場合

料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用とします。

(2) 預かり保守等契約を締結する場合

接続に必要な装置等の現用期間にあつては、料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用のうち該当する費用とします。

ただし、接続に必要な装置等の非現用期間にあつては、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料に限ります。また、接続に必要な装置等のみなし非現用期間にあつては、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料及び(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に限ります。

(3) コロケーション・スペース利用契約を締結する場合

接続に必要な装置等の現用期間にあつては、料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用（同表第1（通信用建物に係る負担額）に規定する費用については、設備保守料を除きます。）のうち該当する費用とします。

ただし、接続に必要な装置等の非現用期間にあつては、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料に限ります。また、接続に必要な装置等のみなし非現用期間にあつては、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料及び(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に限ります。

3～4 （略）

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第95条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限りま

(2) 預かり保守等契約を締結する場合

料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用のうち、次号の各欄に定める期間において該当する費用とします。

ただし、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(3)に規定する設備保守料にあつては、次号ウ欄に規定する電気料を負担する期間と同じ期間において該当する費用とします。

(3) コロケーション・スペース利用契約を締結する場合

料金表第3表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用（同表第1（通信用建物に係る負担額）に規定する費用については、設備保守料を除きます。）のうち、次の各欄に定める期間において該当する費用とします。

ア 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料及び(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）を負担する期間

第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間

イ 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(2)に規定する設備使用料（受発電設備に係るものを除きます。）を負担する期間

当社の電力設備の準備が整う日から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間

ウ 同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)イに規定する電気料を負担する期間

(7) 建設請負契約に基づき当社が工事を請け負う場合であつて、新たな電力設備利用を開始するとき

当社が接続申込者に通知した工事完了予定日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間

(4) 接続申込者が通信用建物等において接続に必要な装置等を自ら設置する工事（以下「自前工事」といいます。）を行う場合であつて、新たな電力設備利用を開始するとき

接続申込者が自前工事実施申込書に記載した電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日から、接続に必要な通信用建物等の利用を終了する日までの期間

3～4 （略）

5 第2項第2号及び第3号の場合において、接続申込者は、建設請負契約に基づく工事の申込み又は自前工事の申込みが当社に到達する日以降、当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間（当社の電力設備の準備が整う前に、自前工事に着手することにより、接続に必要な装置等を設置するためのスペースの利用を開始する場合は、同表第1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）(1)アに規定する保管料に限り、当該工事着手による利用開始の日から当社の電力設備の準備が整う日の前日までの期間を除きます。ただし、自前工事着手後に、準備の内容を変更する必要がある場合は、この限りではありません。また、接続申込者の責めに帰すべき事由により経過した期間を除きます。）は、費用の負担を要しません。

（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第95条の3 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者（その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限りま

す。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

- (1) (略)
- (2) その設置又は保守に係る作業のうち、当該装置等を当社の通信用建物において搬出入するとき、当該装置を当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し若しくは切断するときその他当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがある作業を行うとき。
- (3) (略)
- (4) その接続申込者がその設置又は保守に着手するにあたり、その通信用建物及び設置又は保守を行う場所における作業環境の説明その他当社とその作業の内容について確認及び調整を行うとき。
- (5) その設置又は保守を行う当社の通信用建物が当社の指定電気通信設備の保守作業を実施する者が常時滞在しないものであり、かつ、その通信用建物への入退出を自動的に管理する装置が設置されていないものであるとき。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物内に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

- (1) (略)
- (2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間
  - ア 当社の通信用建物内(とう道及びマンホール内を除きます。)において工事を実施する場合(7)～(イ) (略)
  - イ (略)

## 第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、当社の通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。)を下回る場合にあっては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない当社の通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その接続に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、次の各号に規定するときは、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

- (1) (略)
- (2) その設置又は保守に係る作業のうち、当該装置等を通信用建物等において搬出入するとき、当該装置を当社の電気通信設備若しくは当社の電力設備に接続し若しくは切断するときその他当社又はその接続申込者以外の他事業者が設置する電気通信設備に支障を与えるおそれがある作業を行うとき。
- (3) (略)
- (4) その接続申込者がその設置又は保守に着手するにあたり、その通信用建物等及び設置又は保守を行う場所における作業環境の説明その他当社とその作業の内容について確認及び調整を行うとき。
- (5) その設置又は保守を行う通信用建物等が当社の電気通信設備の保守作業を実施する者が常時滞在しないものであり、かつ、その通信用建物等への入退出を自動的に管理する装置が設置されていないものであるとき。

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4 第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

- (1) (略)
- (2) 建設請負契約に基づき当社が接続申込者から請け負った工事に着手した日からその工事を完了する日までの期間
  - ア 通信用建物において工事を実施する場合(7)～(イ) (略)
  - イ (略)

## 第16章 雑則

(通信用建物の空き情報等の提供)

第99条の2 当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、1ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量(空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。)を下回る場合にあっては、速やかに更新します。)、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、MDFが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

2 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所がない通信用建物において新たに空き場所が生じた場合は、あらかじめ申込みのあった接続申込者に対して、その旨を電子メールその他の電磁的方法により通知します。

3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所（この項において、MDF端子に係るものを除きます。）がない当社の通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします（当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。）。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。

（DSL回線等に係る情報の提供）

第99条の3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理するDSL回線の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、申込みの到達した日から3営業日以内（第3号に規定する情報の提供を求められた場合は2週間以内）にその情報を回答します。

(1) DSLサービスの契約者が利用するDSL回線ごとの線路条件（MDFを設置する当社の通信用建物からDSL回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値及び手ひねり接続箇所の数、所外ケーブル（MDFからDSL回線の終端に最も近い電柱までのメタリックケーブルをいいます。以下同じとします。）の換算線路長、伝送損失（以上の情報は計算による値となります。）、絶縁種類及び線径並びに当該DSL回線のブリッジタップの状況をいいます。以下料金表第1表において同じとします。）

(2)～(3) (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報（き線点の位置、電柱番号及びメタル配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長（当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報（情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。）を回答します。

（DSL回線との接続に係るその他の情報の提供）

第99条の4 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。）の撤去が完了している当社の通信用建物の名称及び位置情報（住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。以下同じとします。）並びに端末回線の撤去計画

(4) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数

(5) 当社の通信用建物ごとの収容されている電話番号帯、電話番号を変更することなく総合デジタル通信サービスから電話サービスに移行することの可否及び電話番号の光ファイバ化の状況

（光回線設備等に係る情報の提供）

第99条の6

1～2 (略)

3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する当社の通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第3号に規定する情報の提供を請求するときは、第1号又は第2号に規定する情報の提供と併せて請求するものとします。

(1)～(3) (略)

3 当社は、接続に必要な装置等を設置するための空き場所（この項において、MDF端子に係るものを除きます。）がない通信用建物において、新たに空き場所が生じる見込みがある場合は、その時期について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします（当該情報については、1ヶ月ごとに更新します。）。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、見込み時期については、開示時点の情報であり、現在の見込み時期情報との相違が含まれることがあります。

（DSL回線等に係る情報の提供）

第99条の3 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から次の各号に規定する当社が管理するDSL回線の情報の提供を求められた場合は、特別の事情がない限り、申込みの到達した日から3営業日以内（第3号に規定する情報の提供を求められた場合は2週間以内）にその情報を回答します。

(1) DSLサービスの契約者が利用するDSL回線ごとの線路条件（MDFを設置する通信用建物からDSL回線の終端までの線路距離長、伝送損失、直流抵抗値及び手ひねり接続箇所の数、所外ケーブル（MDFからDSL回線の終端に最も近い電柱までのメタリックケーブルをいいます。以下同じとします。）の換算線路長、伝送損失（以上の情報は計算による値となります。）、絶縁種類及び線径並びに当該DSL回線のブリッジタップの状況をいいます。以下料金表第1表において同じとします。）

(2)～(3) (略)

2 当社は、DSLサービスを提供する協定事業者から、き線点情報（き線点の位置、電柱番号及びメタル配線区域の範囲に係る情報並びにき線点換算線路長（当社のメタリック加入者線を収容する通信用建物から当社のメタリック加入者線と接続申込者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との相互接続点を設置しようとするき線点の電柱までの間のメタリック加入者線に係るケーブルの換算線路長をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の提供を求められた場合は、その協定事業者が指定する通信用建物ごとに、その情報（情報の提供に対応しないものとして当社が指定したものを除きます。）を回答します。

（DSL回線との接続に係るその他の情報の提供）

第99条の4 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等なものに限ります。）の撤去が完了している通信用建物の名称及び位置情報（住所、収容区域の具体的な行政区域名をいいます。以下同じとします。）並びに端末回線の撤去計画

(4) 通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数

(5) 通信用建物ごとの収容されている電話番号帯、電話番号を変更することなく総合デジタル通信サービスから電話サービスに移行することの可否及び電話番号の光ファイバ化の状況

（光回線設備等に係る情報の提供）

第99条の6

1～2 (略)

3 当社は、協定事業者から次の各号に規定する光配線区域に係る情報の提供を求められた場合は、協定事業者が指定する通信用建物ごとに、その情報を回答します。なお、協定事業者は、第3号に規定する情報の提供を請求するときは、第1号又は第2号に規定する情報の提供と併せて請求するものとします。

(1)～(3) (略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(5) (略)

(6) 当社の通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数(光信号端末回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないものと接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。)

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ト (略) ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2 第1欄イ(イ)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。
(8)-2～(12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2 第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光局内スプリッタ(当社の通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)

(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)

第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(5) (略)

(6) 通信用建物に接続に必要な装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数(光信号端末回線のうち光局外スプリッタを含むもの及び光局外スプリッタを含まないものと接続する協定事業者の別並びに一般光信号中継回線及び特別光信号中継回線と接続する協定事業者の別を含みます。)

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～ト (略) ナ 2 (料金額) 2-1-1-1 第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2 第1欄イ(イ)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。
(8)-2～(12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア 2 (料金額) 2-1-1-1 第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-2 第2欄又は2-1-1-2の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光局内スプリッタ(通信用建物に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。)に収容できる光信号主端末回線の数は4を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を限度とします(以下、その光局内スプリッタを「光信号主端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。)

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(27) (略)	(略)	(略)	(略)

(28) 通信用建物内伝送路接続工事費	当社の通信用建物内に光回線設備と接続するために設置された当社又は協定事業者の光信号局内伝送路を当社の光主配線盤に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____
---------------------	--	---------	--------------------------	-------

(28) 通信用建物内伝送路接続工事費	通信用建物に光回線設備と接続するために設置された当社又は協定事業者の光信号局内伝送路を当社の光主配線盤に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____
---------------------	--	---------	--------------------------	-------

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1)~(5)	(略)	(略)	(略)
(6) 光信号局内伝送路接続工事費	光信号局内伝送路を通信用建物内に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	_____

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1)~(5)	(略)	(略)	(略)
(6) 光信号局内伝送路接続工事費	光信号局内伝送路を通信用建物内に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	_____

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)~(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が当社の通信用建物内に終始しない場合、第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第9項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケース内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8) 自前工事調整等作業費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が当社の通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケース内における設置若しくは撤去、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第4欄に掲げる手続費を適用します。

第2 手続費

1 適用

区分	内容
(1)~(6) (略)	(略)
(7) 相互接続点に係る情報調査費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第21欄ア欄に掲げる手続費については、相互接続点の調査の検討対象が通信用建物内に終始しない場合、第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) 第9項に規定する当社ラックに接続に必要な装置等の調査の申込みが行われた場合又は装置の保護ケース内への設置、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第1欄に掲げる手続費を適用します。
(8) 自前工事調整等作業費の適用	2 (手続費の額) 2-1 第24欄に掲げる手続費については、自前工事調整等作業の対象が通信用建物内に終始しない場合又は装置の保護ケース内における設置若しくは撤去、一般商用電源利用等の特別な要望がある場合には適用しないものとします。この場合においては、2 (手続費の額) 2-2 第4欄に掲げる手続費を適用します。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会	当社が指定す ア (略)	(略)	(略)	(略)

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) 立会	当社が指定す ア (略)	(略)	(略)	(略)

費	る立会者の立 会いに要する 費用	イ 第95条の3（接続申込者等が 接続に必要な装置等の設置又は 保守を行う場合の立入り）第1項 第2号に規定する接続に必要な 装置等の設置に係る作業を行う 場合であって、その装置等（電力 設備及び空気調整設備を除きま す。）を当社の通信用建物におい て搬出入する場合		(略)	(略)	—	(略)	(略)	(略)	
		ウ 第95条の3 第1項第2号に 規定する接続に 必要な装置等の 設置に係る作業 を行う場合であ って、その装置 等を当社の通信 用建物内におい て当社の電気通 信設備若しくは 電力設備に接続 し又は切断する 場合	(7) (イ) 以外 の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(イ) 協定事 業者の光信 号局内伝送 路を当社の 加入者光主 配線盤又は 中継光主配 線盤に接続 し又は切断 する場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(11)～ (14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) 光 回線設 備線路 条件調 査費	第99条の6 （光回線設 備に係る情 報の提供）の 規定により、 当社が光回 線設備の線 路条件の情 報提供を行 う場合の調 査に要する	ア 同 条第 1項 第1 号に 定 る 光 回 線 設 備 の 送	(7)基本 額	① (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				② 当社の 通信用建 物で測定 を行う場 合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
費	る立会者の立 会いに要する 費用	イ 第95条の3（接続申込者等が 接続に必要な装置等の設置又は 保守を行う場合の立入り）第1項 第2号に規定する接続に必要な 装置等の設置に係る作業を行う 場合であって、その装置等（電力 設備及び空気調整設備を除きま す。）を当社の通信用建物におい て搬出入する場合		(略)	(略)	—	(略)	(略)	(略)	
		ウ 第95条の3 第1項第2号に 規定する接続に 必要な装置等の 設置に係る作業 を行う場合であ って、その装置 等を通信用建物 において当社の 電気通信設備若 しくは電力設備 に接続し又は切 断する場合	(7) (イ) 以外 の場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			(イ) 協定事 業者の光信 号局内伝送 路を当社の 加入者光主 配線盤又は 中継光主配 線盤に接続 し又は切断 する場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(11)～ (14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) 光 回線設 備線路 条件調 査費	第99条の6 （光回線設 備に係る情 報の提供）の 規定により、 当社が光回 線設備の線 路条件の情 報提供を行 う場合の調 査に要する	ア 同 条第 1項 第1 号に 定 る 光 回 線 設 備 の 送	(7)基本 額	① (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				② 通信用 建物で測 定を行う 場合	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



	費用	損失はパス測定結果の調査に要する費用	(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ～ウ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア (略)			(略)	(略)	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに		(略)	(略)	

	費用	損失はパス測定結果の調査に要する費用	(イ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		イ～ウ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア (略)			(略)	(略)	
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに		(略)	(略)	

別表1 接続により提供する機能  
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
光信号電気信号変換機能	光信号端末回線を終端する当社の通信用建物に設置される光信号電気信号変換装置により、光信号端末回線で伝送される光信号と電気信号の変換を行う機能	
光信号多重分離機能	光信号端末回線を終端する当社の通信用建物に設置される光信号分離装置により、光信号端末回線側に光信号を分離する機能	

様式第1別紙2

事前照会申込(光信号端末回線)

調査項目	提供可能時期	
------	--------	--

別表1 接続により提供する機能  
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
光信号電気信号変換機能	光信号端末回線を終端する通信用建物に設置される光信号電気信号変換装置により、光信号端末回線で伝送される光信号と電気信号の変換を行う機能	
光信号多重分離機能	光信号端末回線を終端する通信用建物に設置される光信号分離装置により、光信号端末回線側に光信号を分離する機能	

様式第1別紙2

事前照会申込(光信号端末回線)

調査項目	提供可能時期	
------	--------	--

	伝送損失 調査区分	(1) 光信号端末回線(2) 光屋内配線(3) 光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること
調査区間	(始点) 当社の通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
接続申込者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
①利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
その他(記事欄)		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
- 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)

No	ルートコード*	区間		調査希望芯線数	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	接続開始希望時期	備考
		当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
		~					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1別紙4

事前照会内容(特別光信号中継回線)

No	区間		波長数 調査希望波長数	インタフェース 種別	接続開始希望時期	備考
	当社の通信用建物名	当社の通信用建物名				
	~					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

	伝送損失 調査区分	(1) 光信号端末回線(2) 光屋内配線(3) 光信号端末回線と光屋内配線の何れかを選択すること
調査区間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
光信号端末回線に関する詳細情報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
接続申込者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
①利用者の建物の管理者(ビル所有者/ビル管理者)に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報(会社名、ご担当者名、連絡先等)		
その他(記事欄)		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 利用者の建物がビル(一戸建以外)の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物(ビル)名、階数及び部屋番号若しくは事業所(テナント)名を必ず記入すること。
- 調査区分には、調査を希望する電気通信設備の範囲を選択して記入すること。
- 光屋内配線に関する調査を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する(②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。)とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第1別紙3

事前照会内容(一般光信号中継回線)

No	ルートコード*	区間		調査希望芯線数	光回線設備接続モジュールにおけるフィルタ利用の有無	接続開始希望時期	備考
		通信用建物名	通信用建物名				
		~					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第1別紙4

事前照会内容(特別光信号中継回線)

No	区間		波長数 調査希望波長数	インタフェース 種別	接続開始希望時期	備考
	通信用建物名	通信用建物名				
	~					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。





- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。  
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能芯線数ごとに記載します。  
 4 ファイバ種別については、シングルモード・マルチモードの別及び使用波長を回答します。

様式第7-3別紙2

線路設備調査結果（特別光信号中継回線）

N O	調査実施結果											記事	
	接 開 希 望 時 期 で 提 供 可 否	理 由	区間					波長数		提 供 可 能 時 期	イ ン フ エ ス 別		概 算 額
			当 社 の 通 信 用 建 物 名	光 主 配 線 盤 設 置 フ ロ ア	コ ネ ク タ 種 別	当 社 の 通 信 用 建 物 名	光 主 配 線 盤 設 置 フ ロ ア	コ ネ ク タ 種 別	利 用 希 望 波 長 数				
						~							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込（光信号端末回線）

申 込 区 間	(始点) 当社の通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等（端末設備の設置場所、利用者名等）	
光 信 号 端 末 回 線 に 関 す る 詳 細 情 報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
	光信号局内伝送路の接続希望	
	光屋内配線等の利用希望	
	開通希望日	
保守区別	(1) 営業時間内保守 (2) 24時間保守の何れかを選択すること	
接続申込者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		

様式第7-3別紙2

線路設備調査結果（特別光信号中継回線）

N O	調査実施結果											記事	
	接 開 希 望 時 期 で 提 供 可 否	理 由	区間					波長数		提 供 可 能 時 期	イ ン フ エ ス 別		概 算 額
			通 信 用 建 物 名	光 主 配 線 盤 設 置 フ ロ ア	コ ネ ク タ 種 別	通 信 用 建 物 名	光 主 配 線 盤 設 置 フ ロ ア	コ ネ ク タ 種 別	利 用 希 望 波 長 数				
						~							

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 要望された利用区間に係る光回線設備を接続開始希望時期までに提供できない場合は、その理由を理由欄に記します。  
 3 提供可能時期は、提供可能波長数ごとに記載します。

様式第7-4別紙1

光回線設備接続申込（光信号端末回線）

申 込 区 間	(始点) 通信用建物名	
	(終点) 利用者の建物の住所等（端末設備の設置場所、利用者名等）	
光 信 号 端 末 回 線 に 関 す る 詳 細 情 報	申込芯線数	
	フィルタ利用希望	
	光信号局内伝送路の接続希望	
	光屋内配線等の利用希望	
	開通希望日	
保守区別	(1) 営業時間内保守 (2) 24時間保守の何れかを選択すること	
接続申込者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）		

①利用者の建物の管理者（ビル所有者／ビル管理者）に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）	
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）	
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）	
その他（記事欄）	

①利用者の建物の管理者（ビル所有者／ビル管理者）に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）	
②利用者の建物への入館時の立会者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）	
③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報（会社名、ご担当者名、連絡先等）	
その他（記事欄）	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 利用者の建物がビル（一戸建以外）の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物（ビル）名、階数及び部屋番号若しくは事業所（テナント）名を必ず記入すること。
  - 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
  - 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する（②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。）とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 利用者の建物がビル（一戸建以外）の場合は、利用者の建物の設置場所等欄に、利用者の建物（ビル）名、階数及び部屋番号若しくは事業所（テナント）名を必ず記入すること。
  - 柱上での接続を希望される場合は、電柱所有者が管理する電柱番号を利用者の建物の設置場所等欄に必ず記入すること。また、電柱の場所を特定するために必要な電柱位置等を記した地図等の資料を提供すること。
  - 申込にあたって、光屋内配線の利用を希望する場合は、①利用者の建物の管理者、②利用者の建物への入館時の立会者、③利用者の建物の配管等の使用に係る調整者に関する情報を必ず記入する（②は①と異なる場合のみ、③は①②と異なる場合のみ記入を要します。）とともに、利用者の建物の管理者等との間で、当社がその建物に入館又は工事する際の調整を必ず実施の上、申込むこと。

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込（光信号局内伝送路）

No	当社の 通信用 建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区 間の両端の設備		利 用 種 別	コネクタ種 別	申 込 芯 線 数	接 続 開 始 時 期	記 事
		(始点)光信号 局内伝送路に より接続する 設備	(終点)光信号局内 伝送路により接続 する設備					
			~					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1)当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2)当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3)光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
  - コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
  - 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を必ず記入すること。

様式第7-6（第34条の10第1項関係）

テープ分散状況調査申込書

様式第7-4別紙2

光回線設備接続申込（光信号局内伝送路）

No	通信用 建物	光信号局内伝送路により接続を希望する区 間の両端の設備		利 用 種 別	コネクタ種 別	申 込 芯 線 数	接 続 開 始 時 期	記 事
		(始点)光信号 局内伝送路に より接続する 設備	(終点)光信号局内伝 送路により接続する 設備					
			~					

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 利用種別については、希望する利用方法を以下の各号より選択して記載すること。(1)当社の光回線設備と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(2)当社の電気通信設備（光回線設備を除きます。）と一体として設置される光信号局内伝送路の利用を希望する場合、(3)光信号局内予備伝送路の利用を希望する場合
  - コネクタ種別については、光信号局内伝送路の片端を協定事業者の電気通信設備に接続する場合に記載すること。
  - 光信号中継回線又は光信号端末回線と一体で利用する場合は、それらを特定するために必要な情報を必ず記入すること。

様式第7-6（第34条の10第1項関係）

テープ分散状況調査申込書

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

所属（法人名等）

氏名

印

貴社接続約款第 34 条の 10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第 1 項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	(始点) 当社の通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
その他（記事欄）		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7（第 34 条の 10 第 1 項関係）

テープ分散状況調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 当社の通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
テープ分散の有無		
その他（記事欄）		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

別表 4 違約金

第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) 接続申込者が、第 78 条の 3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約	第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項又は第 6 項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に相当する額

年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

所属（法人名等）

氏名

印

貴社接続約款第 34 条の 10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第 1 項の規定により、テープ分散状況の調査に係る申込みを行います。

調査区間	(始点) 通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等 (端末設備の設置場所)	
	回線 I D	1 2
その他（記事欄）		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 7-7（第 34 条の 10 第 1 項関係）

テープ分散状況調査回答書

年 月 日

殿

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社

印

年 月 日付け 号で申込みのありましたテープ分散状況の調査申込みについて、結果を下記のとおり回答いたします。

調査区間	(始点) 通信用建物等	
	(終点) 利用者の建物の住所等（端末設備の設置場所）	
	回線 I D	1 2
テープ分散の有無		
その他（記事欄）		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

別表 4 違約金

第 4 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
(1) 接続申込者が、第 78 条の 3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約	第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 5 項、第 6 項又は第 11 項に規定する回答を当社が行った日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備保管料（保管料に限ります。）及び設備使用料（受発電設備に係るものに限ります。）に相当する額



金) 第 1 項第 1 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	
(2) 接続申込者が、第 78 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	その申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 4 欄ア欄（イ）①に規定する料金額を含みます。）の 6.4 ヶ月分に相当する額

金) 第 1 項第 1 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	
(2) 接続申込者が、第 78 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する相互接続点の設置の申込みの撤回を行った場合の違約金	建設請負契約を締結した日又は自前工事の申込みが当社に到達した日から申込みを撤回した日までの間のその申込みに係る設備使用料（受発電設備に係るものを除き、設置の申込みを撤回した相互接続点がMDFに係るものである場合の料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2-1-1-1 第 4 欄ア欄（イ）①に規定する料金額を含みます。）に相当する額

附 則（平成 31 年 2 月 15 日西設相制第 5 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 31 年 2 月 15 日から実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第 10 条の 4（相互接続点の設置）第 1 項、第 78 条の 3（通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続きに係る違約金）第 2 項、第 95 条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）第 1 項（「通信用建物内」を「通信用建物等」にする変更及び「通信用建物内」を「通信用建物」にする変更を除きます）、第 2 項及び第 5 項並びに別表 4（違約金）第 4 第 2 欄については、当社の準備が整い次第、第 10 条の 3 第 1 項及び第 9 項に基づく申込みがあったものから適用します。

（経過措置）

2 前項ただし書きに規定する改正規定適用前に、接続申込者が従前の第 10 条の 3（相互接続点の調査及び設置申込み）第 1 項又は第 9 項の規定により相互接続点の調査及びその設置の申込み又は当社ラックにおける接続に必要な装置等の調査の申込み及びその設置の申込みを行った場合には、それらの申込みに係る手続きについては、なお従前の通り取り扱うものとします。